

平成 13 年 12 月 6 日

各 位

株式会社あさひ銀行(コード8322)

東京都千代田区大手町一丁目 1 番 2 号

債権の取立不能及び取立遅延のおそれの発生について

今般、当行取引先である株式会社青木建設が東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立を行いました。この結果、同社向け債権につき、取立不能及び取立遅延のおそれが生じました。

しかしながら、昨今の経済情勢、並びに当社を取り巻く環境の急激な悪化を踏まえ、当行におきましては、あらゆる事態を想定し、平成 14 年 3 月期決算の業績予想を公表しております。従いまして、既に公表しております業績予想には影響は無く、その修正等はありません。

今後、当行は既に公表しております『変革の 180 日』におけるアクションプランに従い、可能な限りの企業再生手法を駆使する事で、当社再生の為に最大限の協力を行って参ります。

記

1. 株式会社青木建設の概要

| | |
|-----------|-------------------------|
| 本 社 所 在 地 | 大阪府大阪市北区大淀南一丁目 4 番 15 号 |
| 代 表 者 氏 名 | 代表取締役社長 矢野 洋一郎 |
| 資 本 金 | 21,538 百万円 |
| 事 業 内 容 | 土木 建築工事 |

2. 生じた事実

平成 13 年 12 月 6 日付、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立

3. 当行債権額

| | | |
|-------|-------------|----------------------|
| 貸 出 金 | 107,600 百万円 | (平成 13 年 12 月 5 日現在) |
| 保 証 | 1,299 百万円 | (平成 13 年 12 月 5 日現在) |

4. 当行の業績に及ぼす影響

上記債権に係る取立不能額は 900 億円程度と見込んでおり、今年度決算において処理致しますが、既に公表しております通期業績予想に影響はございません

以 上

本ニュースリリースには証券取引法第 166 条に定められた重要事実に当たる情報が含まれる可能性があります。重要事実を含むニュースリリースをご覧になられた方が、その重要事実が証券取引法施行令の規定に従い公開された後 12 時間以内に、当社の株式などの売買等を行った場合、いわゆるインサイダー取引規制違反として、証券取引法の規定に抵触するおそれがありますのでご注意ください。

平成 13 年 12 月 6 日

各 位

株式会社あさひ銀行

株式会社青木建設の民事再生手続開始申立について

本日、(株)青木建設が東京地方裁判所に民事再生手続開始申立を行いました。

当行は、予てより、日本興業銀行とともに主力行として、当社を支援して参りましたが、今般の当社の自主判断を尊重し、今後は民事再生法の枠組の中での当社再生のために、引き続き最大限の協力をしていく方針であります。

記

1. 青木建設は平成 10 年 11 月に発表した再建計画に基づき、全力で再建に取り組んできた結果、当中間期までは概ね計画通りの経常利益を計上することができました。
2. しかしながら、公共工事の縮小、風評による民間工事受注難・取引条件悪化等の要因により、当社を取り巻く環境が急激に厳しくなって参りました。その結果、現在の再建計画の枠組の中での再建が困難になったため、企業価値の著しい低下を避けて再建するためには、民事再生法適用の申請が残された最善の道と判断したものと理解しております。
3. 現下の厳しい経済情勢ではありますが、当社は建築・土木部門双方における多くの実績、高い技術力があり、とりわけ大量土岩工事の技術力は業界屈指と言われております。そういう当社が、早期に法的な枠組に移行し、透明性のある手続きの中で、再建を目指していくとのことであり、当行もやむを得ないものと認識しております。
4. 当行は、今後は民事再生法の枠組の中で、当社の再生へ向け、必要資金の融資・人材派遣への対応等、最大限の協力を行っていく所存でございます。

以 上